

# 1号特定技能外国人として入国した者の その後の在留状況について

---



世界をつなぐ。未来をつくる。

出入国在留管理庁

Immigration Services Agency

実際に入国した特定技能外国人は、就労予定先で就労できているのか。

2023年4月から2024年3月までの1年間に1号特定技能外国人として入国した者は49,269人であり、そのうち入国から90日以内に、受入機関からの届出（法19条の18第1項第1号）に基づき「特定技能所属機関の都合による終了」を事由として「特定技能雇用契約の終了又は締結に係る届出書」が出された者は151人。

そのうち、151人全員が在留資格変更許可申請を行い、その後出国した者は16人、不法残留となっている者は0人。

なお、入国から90日以内に在留資格変更許可申請がされた者は967人。

入国し雇用された特定技能外国人は、その後きちんと在留更新できているのか。

2023年4月から2024年3月までの1年間に1号特定技能外国人として入国した者は49,269人であり、そのうち入国後初回の許可が期間更新（所属機関に変更なし）である人数は36,331人（全体の約74%）。

現在（2025年7月14日）、在留を継続している者は全体の約90%。

残り10%は出国済み。

現在、在留資格「特定技能1号・2号」にて在留を継続している者は全体の約85%。